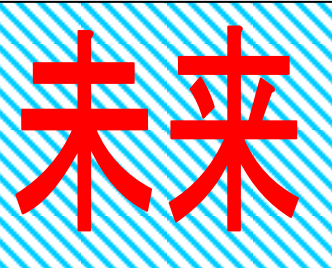


病気休暇は取得できなければ意味がない



郵政産業ユニオン
PIWO

全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 4276
22年8月19日(金)
Tel・Fax 095-828-1953
文責 支部書記長

おはようございます。

厚生労働省は新型コロナウイルスに感染し、自宅で療養している患者数を154万4096人(10日午前0時時点)と発表しました。4週連続で過去最高となっています。

感染者や濃厚接触者の増加で業務停止や業務縮小に追い込まれている企業も少なくありません。日本郵便でも郵便局の業務停止が全国で162局(16日時点)と報道されています。長崎でも長崎電気軌道が運転士の感染や濃厚接触者が相次ぎ、路面電車の減便を発表しています。

これだけ感染が広がれば誰でも感染する可能性があり、仮に感染すると10日間は出勤停止となります。

郵政の職場では、感染した場合のサービスの扱いは病気休暇となりますが、全ての企業に病気休暇があるわけではありません。病気休暇は一般企業においては会社が独自に定めることができる法定外休暇で、制度の有無や運用のルールは会社によって異なります。

表は日本郵便と長崎の民間企業に勤めるAさん、Bさんの職場のコロナ関係での勤務です。

Aさんの職場は新型コロナウイルスに感染した場合には病気休暇が取得できますが、濃厚接触者に指定された場合に在宅勤務以外には欠勤となります。

Bさんの職場では新型コロナウイルスに感染した場合も濃厚接触者に指定された場合も欠勤扱いとなります。(業務中の感染や濃厚接触は例外あり)

Aさん、Bさん共に月給制の正規社員ですが、欠勤した場合は給料からカットされます。郵政の職場では正規社員だけでなく、非正規社員(アシエイト社員)

各職場での新型コロナウイルスに感染した場合の勤務

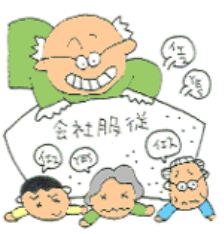
	日本郵便	Aさんの職場	Bさんの職場
新型コロナウイルスに感染した場合	病気休暇	病気休暇	欠勤
濃厚接触者に指定された場合	特別休暇	在宅勤務 以外は欠勤	欠勤

*A・Bの職場も欠勤の場合は年次有給休暇を取得することは可能

昨年9月の会社からの見直し案の中で、病気休暇に関しては暦日31日以上の療養に病気休暇が適用されるというものでした。仮にこの会社提案で制度改正されていたならば、新型コロナウイルスに感染しても病気休暇は取得することはできませんでした。

この見直し案を撤回させたのは郵政ユニオンの反対運動の成果です。只、制度改正が行われたのに、取得できない職場環境では病気休暇がないと同じです。社員も取得できないなら病気休暇はなくてよいという考えになるかもしれません。

民間の会社では病気休暇がない職場もあります。会社もこの事実を引き合いに出し、再度制度を改善する可能性もあります。もし、自分の意志に反して年休を強制されることがあれば、郵政ユニオンに相談に来てください。



大村局へ宣伝行動

8月17日(水) 大村郵便局で機関紙「未来」の配布を行いました。窓口前の通路と駐輪場入り



口の2か所に分かれ7時過ぎから機関紙配布を開始しました。夜中から降り出した雨が心配されましたが、始めるころには雨も一旦あがり、天気も味方してくれました。配布開始早々、気付いた管理者が数名おりにきて「敷地に入らないというルールを守ってください」と言われました。私たちも「ルールを守って粛々と行う」と伝え配布を行いました。監視するという感じではありませんでした。

が、隣接する駐車場から大村局に入れる通路があり、そこを通過して出勤する社員には配布できませんでした。少々残念でしたが、そんな中でも「頑張ってください」と声を掛けて下さった社員の方もいました。8時過ぎに雨が降り出したので配布を終了し、帰路につきま

